

報告第10号

令和6年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び
資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて、別紙のとおり報告する。

令和7年8月25日提出

南房総市長 石 井 裕

令和6年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率

1. 健全化判断比率

比率名	令和6年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	-	12.79%
② 連結実質赤字比率	-	17.79%
③ 実質公債費比率	8.1%	25.0%
④ 将来負担比率	-	350.0%

2. 国保病院事業会計に係る資金不足比率

比率名	令和6年度	経営健全化基準
① 資金不足比率	-	20.0%

3. 水道事業会計に係る資金不足比率

比率名	令和6年度	経営健全化基準
① 資金不足比率	-	20.0%